

事 務 連 絡
令和 3 年 7 月 30 日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管部課
各国立大学法人附属学校担当課 御中
各公立大学法人附属学校担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた地方公共団体の主管部課

文部科学省初等中等教育局教育課程課

令和 4 年度教育課程特例校の新規指定、変更又は廃止に係る申請手続について

学校教育法施行規則第55条の2の規定等に基づき、学校又は地域の特色を生かし、学習指導要領等によらない特別の教育課程を編成し実施することができる学校（以下「教育課程特例校」という。）の令和4年度における新規指定、変更又は廃止に係る申請を、別紙のとおり受け付けますので、教育課程特例校の新規指定等を希望する学校がある場合には、申請書等の提出をお願いします。

各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校(幼稚園、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。)及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管部課及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の主管部課におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、国公立大学法人附属学校担当課におかれては、その管下の学校に対して、このことを周知されるようお願いします。

（添付書類）

1. 別紙 令和4年度における教育課程特例校の新規指定・変更・廃止に係る申請手続について
2. 別添 都道府県・指定都市番号一覧
3. （参考）教育課程特例校関係法令
4. （参考）教育課程特例校制度実施要項（令和3年7月30日改正）

5. 【様式 1 (本体・別紙)】教育課程特例校指定申請書
6. 【様式 2 (本体・別紙)】教育課程特例校指定変更申請書
7. 【様式 3 (本体・別紙)】教育課程特例校指定廃止申請書
8. (記載例) 【様式 1 (本体・別紙)】教育課程特例校指定申請書

本件担当：文部科学省初等中等教育局教育課程課
教育課程企画室企画係
電話 03-5253-4111 (内線2368)
E-mail kyokyo@mext.go.jp

令和4年度における教育課程特例校の新規指定・変更・廃止に係る申請手続について

1 指定の対象について

教育課程特例校は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を対象とし、学習指導要領等現行の教育課程の基準によらない特例を認める学校であるので、教育課程の特例を必要としないものは指定の対象とならないこと。

2 新規指定、変更又は廃止に係る申請書等の提出について

(1) 提出書類

新規指定申請の場合：【様式1（本体・別紙）】教育課程特例校指定申請書

指定変更申請の場合：【様式2（本体・別紙）】教育課程特例校指定変更申請書

指定廃止申請の場合：【様式3（本体・別紙）】教育課程特例校指定廃止申請書

申請書のファイル形式については、PDFファイル(.pdf)及びExcelファイル(.xlsx)の両方を提出すること。

新規指定及び変更の申請の場合、申請書の別紙として、特別の教育課程を編成して教育を実施することを希望する各学校の教育課程表に記載すること（高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校については、任意の様式で申請書に添付して提出すること）。

必要に応じて、特別の教育課程の概要について補足する資料を申請書に添付して提出すること。

(2) 提出期間：令和3年8月1日から令和3年8月31日まで

(3) 提出先：文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程企画室企画係

(E-mail) kyokyo@mext.go.jp

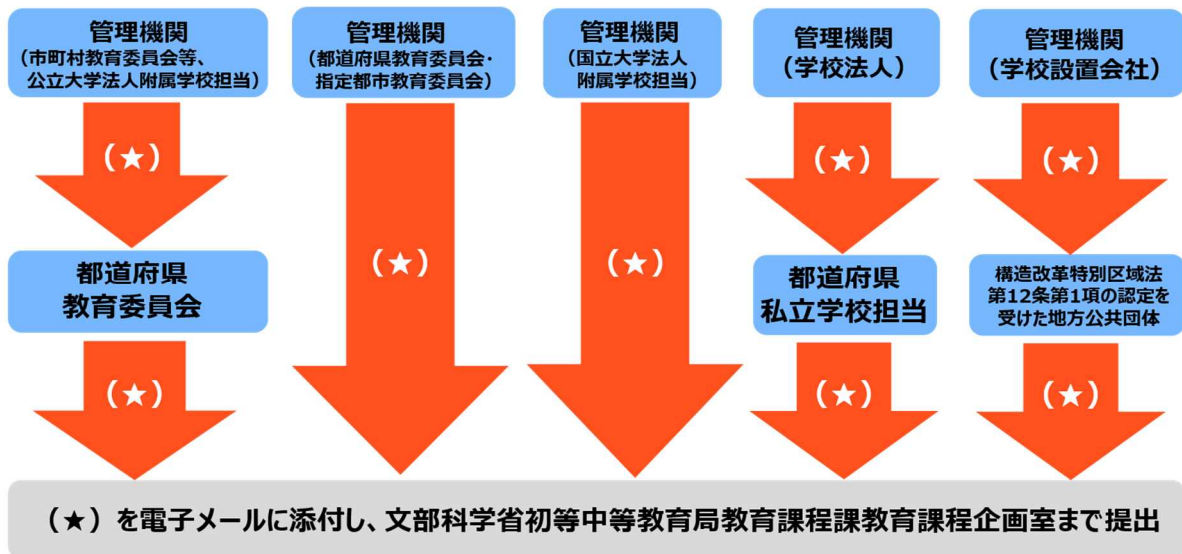
(4) 提出方法：電子メール

(5) 提出までの流れ

各学校の管理機関（設置者）が、原則として申請を行う学校ごとに、(1)の提出書類を作成する。

都道府県教育委員会・都道府県私立学校担当・構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体は、域内の各管理機関から提出のあった提出書類に記載の不備が無いかどうかを含め内容を確認のうえ、(3)の提出先宛に電子メールで提出。

都道府県・指定都市教育委員会が設置する公立学校、国立大学法人附属学校については、管理機関（都道府県・指定都市教育委員会、国立大学法人）が直接、提出書類を提出。



() = 提出書類

(6) 申請書等の提出に当たっての留意事項

様式 1 ~ 様式 3 のタイトルは、PDF ファイル及び Excel ファイルのいずれも、以下のとおりとすること。

・ 公立学校・私立（学校法人立）学校

「(所在する都道府県市番号、管理機関名)【様式 1 (本体・別紙)】教育課程特例校指定申請書」

「(所在する都道府県市番号、管理機関名)【様式 2 (本体・別紙)】教育課程特例校指定変更申請書」

「(所在する都道府県市番号、管理機関名)【様式 3 (本体・別紙)】教育課程特例校指定廃止申請書」

例：「(01 市教育委員会)【様式 2 (本体・別紙)】教育課程特例校指定変更申請書」

「(01 学校法人 学園)【様式 3 (本体・別紙)】教育課程特例校指定廃止申請書」

・ 国立学校・私立（学校設置会社立）学校

「(管理機関名)【様式 1 (本体・別紙)】教育課程特例校指定申請書」

「(管理機関名)【様式 2 (本体・別紙)】教育課程特例校指定変更申請書」

「(管理機関名)【様式 3 (本体・別紙)】教育課程特例校指定廃止申請書」

例：「(国立大学法人 大学)【様式 1 (本体・別紙)】授業課程特例校指定申請書」

「(株式会社)【様式 2 (本体・別紙)】授業課程特例校指定変更申請書」

電子メールの件名は以下のとおりとすること。

- ・ 公立学校・私立（学校法人立）学校
 - 「（都道府県市番号、提出機関名）令和４年度教育課程特例校指定申請」
 - 「（所在する都道府県市番号、提出機関名）令和４年度教育課程特例校指定変更申請」
 - 「（所在する都道府県市番号、提出機関名）令和４年度教育課程特例校指定廃止申請」
 - 例：「（01 北海道教育委員会）令和４年度教育課程特例校指定申請」
 - 「（48 札幌市教育委員会）令和４年度教育課程特例校指定変更申請」
 - 「（01 北海道私立学校担当）令和４年度教育課程特例校指定廃止申請」
- ・ 国立学校・私立（学校設置会社立）学校
 - 「（提出機関名）令和４年度教育課程特例校指定申請」
 - 「（提出機関名）令和４年度教育課程特例校指定変更申請」
 - 「（提出機関名）令和４年度教育課程特例校指定廃止申請」
 - 例：「（国立大学法人 大学）令和４年度教育課程特例校指定変更申請」
 - 「（ 市）令和４年度教育課程特例校指定廃止申請」

3 教育課程に関する新制度の施行に伴う留意事項

- (1) 小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程における教育課程については、令和２年４月１日から新小学校学習指導要領（平成２９年文部科学省告示第６３号）が、令和３年４月１日から新中学校学習指導要領（平成２９年文部科学省告示第６４号）が実施されていることから、過年度において、改訂前の小学校学習指導要領・中学校学習指導要領によらない特別の教育課程として指定を受けたものの、新小学校学習指導要領・新中学校学習指導要領のもとで教育課程の特例を必要としない学校については、廃止の申請が必要であること。
- (2) 高等学校及び中等教育学校の後期課程における教育課程については、新高等学校学習指導要領（平成３０年文部科学省告示第６８号）が令和４年４月１日から年次進行で実施されることから、新高等学校学習指導要領が適用される年次において新高等学校学習指導要領のもとで教育課程の特例を必要としないものは、指定の対象とならないこと。また、過年度において、現行の高等学校学習指導要領によらない特別の教育課程として指定を受けたものの、新高等学校学習指導要領が適用される年次において新高等学校学習指導要領のもとで教育課程の特例を必要としない学校については、変更又は廃止の申請が必要であること。
- (3) 学校教育法等の一部を改正する法律（平成２７年法律第４６号）が平成２８年４月１日から施行され、小中一貫教育制度が導入されたことに伴い、小中一貫教育の円滑な実施に必要な９年間を見通した教育課程の実施に資する一定の範囲内で、設置者の判断で活用可能な教育課程の特例が創設されたことから、教育課程特例校制度の活用が不要と

なっていること。なお、義務教育学校等においても、各課程における独自教科等の設置やイマージョン教育など、小中一貫教育の円滑な実施に必要な9年間を見通した教育課程の実施に資する一定の範囲に当てはまらない内容については、教育課程特例校制度の対象であること。

4 その他留意事項

- (1) 「教育課程特例校制度実施要項」（平成20年10月16日文科科学大臣決定、令和3年7月30日改正）及び「教育課程特例校実施要項の改正及び授業時数特例校実施要項の決定等について（通知）」（文科初第772号令和3年7月30日付け文科科学省初等中等教育局長通知）の内容を十分に踏まえること。
- (2) 申請は、特別の教育課程を実施する予定の年度の前年度に行うこと。
- (3) 令和4年度申請から、教育課程特例校制度の取組の終期は設けていないこと。したがって、取組を終了する際は、取組を終了する年度の前年度に指定変更又は指定廃止の申請を行うこと。
- (4) 申請書は、学校ごとに作成することが原則であり、学校によって異なる特別の教育課程を編成・実施する場合には、それぞれ別の申請書に記載すること。ただし、複数の学校において、同一の特別の教育課程を編成して実施することを希望する場合（例えば、市内全ての小学校で同じ取組を実施する場合など）、特別の教育課程について同一の内容変更を希望する場合、一度に複数の教育課程特例校の廃止を希望する場合には、実際の手続上の便宜を考慮し、管理機関は、複数の学校分を1つにまとめた申請書を作成することができること。その際、様式1～様式3の別紙において、学校名の一覧を記載すること。

なお、申請書の文部科学省への提出に当たっては、3(5)に記載のとおり、各管理機関が作成した申請書を提出機関が取りまとめて提出すること。
- (5) 一つの管理機関が設置する複数の学校のうち、一部の学校のみが教育課程特例校に申請することも可能であること。
- (6) 域内において既に教育課程特例校の指定校があり、同内容の取組を他の学校でも始める場合、変更の申請ではなく、新たに取組を始める学校についての新規指定の申請を行うこと。また、複数の学校が同一の特別の教育課程を編成・実施している場合に、一部の学校のみで教育課程特例校を廃止する場合、変更の申請ではなく、廃止する学校についての廃止の申請を行うこと。

学校の新設又は統廃合等がある場合も同様であり、当該学校について新規指定及び廃止の申請を行うこと。
- (6) 教育課程特例校においては、年度当初に編成した特別の教育課程を着実に実施することが求められており、年度の途中で特別の教育課程の変更・廃止はできないこと。特別の教育課程の変更・廃止を希望する場合は、変更・廃止を希望する年度の前年度の8

月 31 日までに申請を行うこと。

- (7) 管理機関は、授業時数特例校における特別の教育課程の編成の方針等に関するウェブサイト等における公表について、実施初年度の 5 月 31 日を期限として文部科学省に報告することとされているが、その提出方法等については、別途連絡することを予定していること。また、報告後に変更があった場合は、随時、文部科学省に報告すること。

都道府県等の番号一覧

1 北海道	2 青森県	3 岩手県	4 宮城県	5 秋田県
6 山形県	7 福島県	8 茨城県	9 栃木県	10 群馬県
11 埼玉県	12 千葉県	13 東京都	14 神奈川県	15 新潟県
16 富山県	17 石川県	18 福井県	19 山梨県	20 長野県
21 岐阜県	22 静岡県	23 愛知県	24 三重県	25 滋賀県
26 京都府	27 大阪府	28 兵庫県	29 奈良県	30 和歌山県
31 鳥取県	32 島根県	33 岡山県	34 広島県	35 山口県
36 徳島県	37 香川県	38 愛媛県	39 高知県	40 福岡県
41 佐賀県	42 長崎県	43 熊本県	44 大分県	45 宮崎県
46 鹿児島県	47 沖縄県	48 札幌市	49 仙台市	50 さいたま市
51 千葉市	52 川崎市	53 横浜市	54 相模原市	55 新潟市
56 静岡市	57 浜松市	58 名古屋市	59 京都市	60 大阪市
61 堺市	62 神戸市	63 岡山市	64 広島市	65 北九州市
66 福岡市	67 熊本市			

教育課程特例校制度関係法令

学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）（抄）

第 55 条の 2 文部科学大臣が、小学校において、当該小学校又は当該小学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該小学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある、かつ、当該特別の教育課程について、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）及び学校教育法第 30 条第 1 項の規定等に照らして適切であり、児童の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める基準を満たしていると認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第 50 条第 1 項、第 51 条又は第 52 条の規定の全部又は一部によらないことができる。

（中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程に準用。）

第 85 条の 2 文部科学大臣が、高等学校において、当該高等学校又は当該高等学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該高等学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある、かつ、当該特別の教育課程について、教育基本法及び学校教育法第 51 条の規定等に照らして適切であり、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める基準を満たしていると認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第 83 条又は第 84 条の規定の全部又は一部によらないことができる。

（中等教育学校後期課程に準用。）

第 132 条の 2 文部科学大臣が、特別支援学校の小学部、中学部又は高等部において、当該特別支援学校又は当該特別支援学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該特別支援学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある、かつ、当該特別の教育課程について、教育基本法及び学校教育法第 72 条の規定等に照らして適切であり、児童又は生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める基準を満たしていると認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第 126 条から第 129 条までの規定の一部又は全部によらないことができる。

学校教育法施行規則第 55 条の 2 等の規定に基づき同令の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件（平成 20 年文部科学省告示第 30 号）

学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 55 条の 2（同令第 79 条、第 79 条の 6 及び第 108 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。）第 85 条の 2（同令第 108 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第 132 条の 2 の規定に基づき、同令の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を次のように定める。

1 次の各号に掲げる学校の種類ごとに当該各号に定める規定の一部又は全部によらないで特別の教育課程を編成することができる場合は、文部科学大臣が、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（以下「小学校等」という。）において、当該小学校等又は当該小学校等が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該小学校等又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程（以下この項及び次項において単に「特別の教育課程」という。）を編成して教育を実施する必要があり、かつ、当該特別の教育課程について、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する小学校等の教育の目標に関する規定等に照らして適切であり、児童又は生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして次項に定める基準を満たしていると認めて、当該小学校等を指定する場合とする。

一 小学校 学校教育法施行規則第 50 条第 1 項、第 51 条（同令第 52 条の 2 第 2 項に規定する中学校連携型小学校にあつては同令第 52 条の 3、同令第 79 条の 9 第 2 項に規定する中学校併設型小学校にあつては同令第 79 条の 12 において準用する同令第 79 条の 5 第 1 項）又は第 52 条の規定

二 中学校 学校教育法施行規則第 72 条、第 73 条（同令第 26 条第 3 項に規定する併設型中学校にあつては同令第 117 条において準用する同令第 107 条、同令第 74 条の 2 第 2 項に規定する小学校連携型中学校にあつては同令第 74 条の 3、同令第 75 条第 2 項に規定する連携型中学校にあつては同令第 76 条、同令第 79 条の 9 第 2 項に規定する小学校併設型中学校にあつては同令第 79 条の 12 において準用する同令第 79 条の 5 第 2 項）又は第 74 条の規定

三 義務教育学校 前期課程にあつては学校教育法施行規則第 79 条の 5 第 1 項又は第 79 条の 6 第 1 項において準用する同令第 50 条第 1 項若しくは第 52 条の規定に基づき文部科学大臣が公示する小学校学習指導要領の規定、

後期課程にあつては同令第 79 条の 5 第 2 項又は第 79 条の 6 第 2 項において準用する同令第 72 条若しくは第 74 条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領の規定

四 高等学校 学校教育法施行規則第 83 条又は第 84 条の規定

五 中等教育学校 前期課程にあつては学校教育法施行規則第 107 条又は第 108 条第 1 項において準用する同令第 72 条若しくは同令第 74 条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領の規定、後期課程にあつては同令第 108 条第 2 項において準用する同令第 83 条又は第 84 条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領の規定

六 特別支援学校 学校教育法施行規則第 126 条から第 129 条までの規定

2 前項の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 学校教育法施行規則第 52 条、第 74 条、第 84 条又は第 129 条の規定に基づき文部科学大臣が公示する小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領又は特別支援学校小学部・中学部学習指導要領若しくは特別支援学校高等部学習指導要領において全ての児童又は生徒に履修させる内容として定められている事項(以下この号及び次号において「内容事項」という。)が、特別の教育課程において適切に取り扱われていること。ただし、異なる種類の学校間の連携により一貫した特別の教育課程を編成する場合(当該学校の設置者が異なる場合にあつては、当該設置者の協議に基づき定めるところにより教育課程を編成する場合に限る。)にあつては、当該特別の教育課程全体を通じて、内容事項が適切に取り扱われていること。

二 特別の教育課程において、内容事項を指導するために必要となる標準的な総授業時数が確保されていること。

三 特別の教育課程において、児童又は生徒の発達の段階並びに各教科等の特性に応じた内容の系統性及び体系性に配慮がなされていること。

四 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において特別の教育課程を編成する際には、保護者の経済的負担への配慮その他の義務教育における機会均等の観点からの適切な配慮がなされていること。

五 前各号に掲げるもののほか、児童又は生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮がなされていること。

3 第 1 項の指定に関して必要な事項は、別に文部科学大臣が定める。

附 則

1 この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 20 年 4 月 1 日において、現に構造改革特別区域法(平成 14 年法律第

189号)第4条第8項の規定による内閣総理大臣の認定(同法第6条の規定による認定を含む。)を受けた構造改革特別区域計画に定められた構造改革特別区域研究開発学校設置事業として、学校教育法施行規則によらないで特別の教育課程を編成することが認められている小学校等は、文部科学大臣が、本告示により当該小学校等を指定したものとみなす。

附 則 (平成28年文部科学省告示第53号)
この告示は、平成28年4月1日から施行する。

教育課程特例校制度実施要項

平成 2 0 年 1 0 月 1 6 日
文 部 科 学 大 臣 決 定
平成 2 2 年 7 月 6 日改正
平成 2 8 年 4 月 1 日改正
平成 3 0 年 9 月 1 1 日改正
令和 3 年 7 月 3 0 日改正

1 趣 旨

文部科学省は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において、各学校又は当該学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要等が認められる場合に、当該学校を学校教育法施行規則（昭和 2 2 年文部省令第 1 1 号）第 5 5 条の 2（同令第 7 9 条、第 7 9 条の 6 及び第 1 0 8 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。）、第 8 5 条の 2（同令第 1 0 8 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第 1 3 2 条の 2 に基づき、特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学校（以下「教育課程特例校」という。）に指定する。

2 教育課程特例校の申請

- (1) 特別の教育課程を編成して教育を実施することを希望する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）の管理機関（公立の学校にあっては当該学校を所管する教育委員会、国私立の学校にあっては当該学校を設置する者又は設置しようとする者をいう。以下同じ。）は、都道府県の教育委員会若しくは知事又は構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体を經由して（国立大学法人及び政令指定都市教育委員会にあっては直接）、文部科学省に教育課程特例校指定申請書を提出するものとする。
- (2) 上記の申請の期間は、毎年度、原則として、6 月 1 日から 8 月 3 1 日までとする。
- (3) 学校は、上記の申請に先立ち、申請を予定している特別の教育課程の内容について、当該学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者への説明を行うものとする。

3 教育課程特例校の指定

文部科学省は、教育課程特例校指定申請書に記載された特別の教育課程編成・実施計画を審査し、学校教育法施行規則第 5 5 条の 2 及び学校教育法施行規則第 5 5 条の 2 等の規定に基づき同令の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件（平成 2 0 年文部科学省告示第 3 0 号）第 2 項に定める基準を満

たしていると認めるときは、当該学校を教育課程特例校に指定する（ただし、授業時数特例校に指定されている場合を除く。）。

4 特別の教育課程編成・実施計画の変更

- (1) 管理機関は、指定を受けた教育課程特例校の特別の教育課程編成・実施計画を変更する必要があるときは、都道府県の教育委員会若しくは知事又は構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体を經由して（国立大学法人及び政令指定都市教育委員会にあっては直接）、教育課程特例校指定変更申請書を提出し、文部科学省の承認を受けなければならない。
- (2) 上記の申請の期間は、毎年度、原則として、6月1日から8月31日までとする。
- (3) 学校は、上記の申請に先立ち、原則として、申請を予定している特別の教育課程の内容について、当該学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者への説明を行うものとする。

5 特別の教育課程編成・実施計画の廃止

- (1) 管理機関は、指定を受けた教育課程特例校の特別の教育課程編成・実施計画を廃止する必要があるときは、都道府県の教育委員会若しくは知事又は構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体を經由して（国立大学法人及び政令指定都市教育委員会にあっては直接）、教育課程特例校指定廃止申請書を提出し、文部科学省の承認を受けなければならない。
- (2) 上記の申請の期間は、毎年度、原則として、6月1日から8月31日までとする。

6 実施状況の報告等

- (1) 教育課程特例校は、特別の教育課程に基づく教育の実施状況について、自ら評価を行い、毎年度その結果を公表するものとする。
- (2) 教育課程特例校は、(1)による評価の結果を踏まえた当該学校の児童及び生徒の保護者その他の学校関係者（当該学校の職員を除く。）による評価を行い、毎年度その結果を公表するものとする。
- (3) 教育課程特例校は、地域や学校の実態に応じて、当該学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するよう、当該学校のウェブサイトにおいて、特別の教育課程の編成の方針等を、原則として、実施初年度の4月30日までに公表し、特別の教育課程が実施されている間公表を継続するものとする（ただし、特段の事情がある場合はその他の媒体により地域に広く公表するものとする。）。
- (4) 管理機関は、(3)による公表の状況について、実施初年度の5月31日までに、都道府県の教育委員会若しくは知事又は構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体を經由して（国立大学法人及び指定都市教育委員会にあっては直接）、文部科学省に報告するものとする。

- (5) 管理機関は、教育課程特例校における特別の教育課程の実施状況を把握・検証し、毎年度、その結果を当該管理機関等のウェブサイトにおいて公表するものとする(ただし、特段の事情がある場合はその他の媒体により地域に広く公表するものとする。)。
- (6) 管理機関は、(5) による把握・検証の結果について、毎年度、都道府県の教育委員会若しくは知事又は構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体を經由して(国立大学法人及び指定都市教育委員会にあっては直接)、文部科学省に報告するものとする。
- (7) (6) による報告については、文部科学省においてその集録を編集し、一部又は全部を修正・翻案し、文部科学省刊行物をはじめとした書籍、インターネット及びその他の媒体により公表することができる。
- (8) 文部科学省は、教育課程特例校における特別の教育課程の実施状況について、報告を求め、又は実地に調査することができる。

7 措置の要求

文部科学省は、特別の教育課程の適正な実施のため必要があると認めるときは、指定を受けた教育課程特例校の管理機関に対し、当該特別の教育課程の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

8 指定の取消

文部科学省は、次の各号のいずれかに該当するときは、教育課程特例校の指定を取り消すことができる。

- 一 管理機関が、4 の(1) の規定による特別の教育課程編成・実施計画の変更の承認を受けなかったとき
- 二 教育課程特例校又は管理機関が、6 の(1) ~ (6) の規定による実施状況の評価等に係る義務を怠ったとき
- 三 教育課程特例校において、特別の教育課程編成・実施計画の円滑かつ確実な実施が現になされていないことが明らかであるとき又は見込まれなくなったとき

附 則(令和 3 年 7 月 3 0 日改正)

- 1 この大臣決定は、令和 3 年 7 月 3 0 日から施行する。ただし、2 の(3) 及び 4 の(3) の規定については、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 2 の(2)、4 の(2) 及び 5 の(2) に規定する申請の期間は、令和 3 年度にあっては、8 月 1 日から 8 月 3 1 日までとする。
- 3 令和 3 年度以前に指定された教育課程特例校における 6 の(3) の規定の適用については、同規定中「実施初年度の 4 月 3 0 日まで」とあるのは、「令和 4 年度の 4 月 3 0 日まで」と読み替えるものとする。
- 4 令和 3 年度以前に指定された教育課程特例校における 6 の(4) の規定の適用については、同規定中「実施初年度の 5 月 3 1 日まで」とあるのは、「令和 4 年度の 5 月 3 1 日まで」と読み替えるものとする。